

関西学院聖和寮 寮則

第1章 総則

第1条 本聖和寮（以下「本寮」という。）は関西学院の建学の精神であるキリスト教主義教育に則り、学生が互いに協力して学生生活を営むことを目的とする。

第2条 寮の運営のため、「聖和寮運営委員会」を設置し、学生の代表である寮役員6名、教育学部長、教育学部副学部長（学生）、短期大学長、聖和キャンパス事務室長、聖和キャンパス課長および委員長が必要と認めたもので委員会を構成する。なお、教育学部副学部長（学生）が聖和寮運営委員会の委員長となる。

第3条 入寮は女子学生（大学生、短期大学生）に限る。なお、自宅から通学不可能な学生を優先する。

第4条 入寮希望者は、本人、保証人連署の上、聖和寮運営委員長に願い出て、その許可を得なければならない。

第5条 在寮年数は正規の修業年限（大学生4年、短期大学生2年）とする。

第6条 やむなく退寮を希望する場合は、本人、保証人連署の退寮願を聖和寮運営委員長に提出の上、許可を受けること。ただし、原則として年度途中の退寮は認めない。

第2章 各則

（礼拝及び集会）

第7条 本寮では建学の精神であるキリスト教主義教育を理解するため、必要に応じてファミリーアワー（木曜礼拝）を行う。寮生はファミリーアワー（木曜礼拝）に積極的に参加することが望ましい。

（時間）

第8条 寮生は別に定められた起床、食事時間、門限等の時間を守らなければならない。

（外泊、帰省）

第9条 寮生が外泊又は帰省しようとするときは、外泊届を聖和寮運営委員長に提出し、許可を受けなければならない。

（閉寮）

第10条 寮生は別に定められた閉寮期間は在寮することができない。ただしやむを得ない事情のある場合は、聖和寮運営委員長に在寮願を提出し、聖和寮運営委員会の許可を受けなければならない。

（来客者宿泊）

第11条 寮生は来客者を宿泊させることはできない。ただしやむを得ない事情のある場合は聖和寮運営委員長に宿泊許可願を提出し、許可を得て宿泊させることができる。

（保健）

第12条 寮生は年1回定められた期間に保健館で健康診断を受けなければならない。健康診断の結果、保健館長が保健衛生上（法定伝染病等）在寮することが不適切と判断した場合は、退寮または自宅療養を命ずることがある。

（諸経費等）

第13条 入寮費、舎費及び食費は別表にこれを定める。

2. 個室のエアコン使用による電気代は寮生負担とする。

（その他）

第14条 寮内は禁酒禁煙とする。

2. 寮の備品は大切に取り扱い、万一紛失や破損した場合は、寮生負担とすることがある。

3. 本寮則に違反し、また秩序を乱し、他の寮生に著しく迷惑をかけた場合は退寮を命じることがある。

(寮則改正)

第15条 本寮則の改正は、寮生の3分の2以上の同意があり、聖和寮運営委員会において必要と認められた場合、これを行うことができる。

附則

1. この寮則は2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
2. この寮則は2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
3. この寮則は2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
4. この寮則は2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。
5. この寮則は2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。
6. この寮則は2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
7. この寮則は2016年（平成28年）7月27日から改正施行する。
8. この寮則は2018年（平成30年）7月25日から改正施行する。
9. この寮則は2020年（令和2年）4月1日から改正施行する。
10. この寮則は2021年（令和3年）9月1日から改正施行する。

別表

科目	費用	年額合計	摘要
入寮費	60,000円	60,000円	入寮時のみ
寮費	月額32,500円×12	390,000円	
管理費	月額12,700円×12	152,400円	
食材費	日額730円	153,300円	朝、夜の2食 年間210日程度
計		755,700円	